

甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 30 日（木） 午後 3 時 30 分

2. 会 場 ベルクラシック甲府

3. 出席委員（18 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一 5 番
興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 8 番 越石 和昭 10 番 關
野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋 13 番 渡邊 元二 14 番 野
澤 洋子 15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

4. 欠席委員（1 名）

9 番 亀井 智

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 長澤 和利
係 長 中村 勝
振興係 係 長 窪田 光洋
主 任 平山 あす香

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について
議案第 4 号 令和 7 年 2 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号 令和 7 年度農作業臨時雇賃金等標準額について

報告案件

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について（許可不要）
報告第 5 号 耕作土搬入届出について
報告第 6 号 農用地利用集積契約の解約について
報告第 7 号 甲府市賃借料情報について

○事務局（長澤係長）

それでは、本日の総会は、委員定数 19 名中、18 名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会 1 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めてまいります。

最初に、1 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は、3 番の土屋三千雄委員と 4 番の宮川俊一委員のお二人にお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

また、本日は議案審議に入る前に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく「地域計画の協議の場」が設定されております。この後、甲府市農政課より説明がありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、地域計画について、農政課より説明して下さい。

○甲府市農政課（佐野補佐）

はじめに、地域計画の策定に向けて地域で話し合いをするために、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により協議の場を設置することとなっていることから、この機会を協議の場とさせていただき、同計画 11 地域の策定に向けた方針をご説明いたします。なお、昨年 3 月の定例総会におきまして、農政課より同計画の策定に向けた進め方を説明した際に、同計画の原案の作成にご一任いただいたことを受けて、この度の方針をお示しすることをご承知おきください。また、目標地図の素案の作成につきましては、委員様方にご尽力いただき、取りまとめていただいた意向調査をもとに、農業委員会事務局では、昨年 12 月までに作業を完了しております。

事前に配布させていただいた資料の参考様式第 5-1 号をご覧ください。

協議の場におきましては、同計画を策定するにあたり、定めなければならない方針事項があり、資料にお示ししております。

- 1 地域における農業の将来の在り方としまして、(1)に地域農業の現状及び課題を(2)に地域における農業の将来の在り方を示しております。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域としまして、(1)の地域の概要では、目標地図に示す面積、耕作される面積などを示しております。(2)の農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方では、主に農振農用地区域内農用地、いわゆる青地を指しております。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために

必要な事項につきましては、こちらは、農地利用を促進する上での標準的な考え方になります。(1)の農用地の集積、集約化の方針としましては、担い手に集積・集約化を進める場合、農地中間管理機構を利用することとしております。(2)の農地中間管理機構の活用方針としましては、農地を貸借する場合、農地利用最適化推進委員及び農地銀行推進員の協力を得ながら、農地中間管理機構を利用することとしております。(3)の基盤整備事業への取組方針としましては、土地改良事業などの政策的な取組としております。(4)の多様な経営体の確保・育成の取組方針としましてはJ Aなどと連携し、地域内外から担い手を募ることとしております。(5)の農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針につきましては、特段、定めておりません。以下任意記載事項につきましては主に鳥獣被害防止対策や保全・管理などに該当する場合は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による、生産活動の継続や組織の設立などを想定しております。以上の方針に沿って、地域別にまとめております。それでは、地域別に主要な箇所をご説明いたします。

〈※以下、「様式第5-1号」に沿って「11 地区」を説明〉

○（柿嶋会長）

以上で、すべての説明が終わりました。それではここで、農政課は退室をお願いします。

〈甲府市農政課 退室〉

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地法第3条による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村です。よろしくお願いいたします。

農地法第3条につきましては、農地のまま権利を移転するものであります。今月は、売買による所有権移転が3件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1ご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の○面、○面、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受け人は現在、申請地と○○の農地約○○㎡で、○○や○○を栽培しております。今回取得する農地につきましては、昨年○月の農業委員会の総会において許可されて取得した農地に○○する農地であり、○○するため今回取得したいとのことあります。申請地では、○○を行う予定であります。譲受け人は、現在○○才、農業経験は○○年あり、農機具も一式所有していることから問題なく営農できると考えます。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇〇はすべて〇〇となっております。

譲受け人は現在、〇〇市の農地約〇〇㎡で、〇〇を中心に〇〇や〇〇を栽培しており、〇〇を考えていたところ、土地所有者が〇〇のため農地の〇〇を検討されていたことから、申請地を取得したとのことであります。申請地では、〇〇と〇〇を栽培する予定であります。譲受け人は、現在〇〇才、農業経験が〇〇年あり、農機具も一式所有し、〇〇も農業に従事していることから問題なく営農できると考えます。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は現在、〇〇市の農地約〇〇㎡で、〇〇を栽培しております。また併せて、申請地に〇〇する農地を昨年〇〇月の本総会において許可されて設置した〇〇を〇〇する〇〇であります。今回、土地所有者から〇〇があったことから、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。申請地には譲渡し人が耕作していた〇〇が植えられており、取得後もその〇〇を栽培していく計画であります。この譲受け人の法人の営農につきましては、〇〇人が農業に従事しており、農機具も一式所有していることから、問題なく営農できると考えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地転用の案件であります。今月は、所有権移転が3件、賃貸借が1件、使用貸借が1件の合計5件ございます。

議案書2ページの1番、地図は、4ページの5条NO.1をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は現在、申請地から〇側へ約〇〇m位置する場所で、〇〇及び〇〇を〇〇している〇〇でございますが、現在使用している〇〇が〇〇となり、新たな〇〇が必要となったことから、〇〇に〇〇申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は〇〇の〇〇にし、敷地は碎石等で敷き均し、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書2番、地図は、5ページの5条NO.2をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。譲受け人は現在、申請地から〇〇側へ約〇〇m位置する場所で、〇〇を〇〇しておりますが、〇〇に伴い、新たな〇〇を探していたところ、申請地が〇〇及び〇〇に適していることから、申請地を取得し、新たな〇〇を〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。なお、污水处理につきましては、合併浄化槽で処理する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は、6ページの5条NO.3をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。譲受け人は、〇〇で〇〇を〇〇している〇〇でございます。申請地は、〇〇しており、〇〇ため、申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇する予定であります。なお、雨水及び污水处理につきましては、申請地〇側の〇〇にある雨水は水路へ、汚水は公共下水道管に排水する計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は、7ページの5条NO.4をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地は地図のとおり、〇〇をはさんで、〇側と〇側にあり、申請地の〇側は〇〇、〇側は〇〇と〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。譲受け人は、〇〇で〇〇を〇〇している〇〇でございます。〇〇により、現在の〇〇となったことから、〇〇した申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。〇〇には、〇〇計画であります。

続きまして、議案書3ページの5番、地図は、8ページの5条NO.5をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。貸し人と借り人は〇〇であり、借り人は〇〇にあたります。借り人は、申請地から〇側へ約〇〇mに

位置する場所に〇〇があり、現在そこで、〇〇を行っている〇〇の〇〇であります。〇〇により、〇〇予定であることから、〇〇の〇〇が必要になったため、〇〇する申請地を使用貸借し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇ほか、〇〇にする計画であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号農地法第5条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第2号については、決定いたします。

なお、議案第2号のうち、1000㎡以上の案件については、許可相当とし山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1000㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

次に、議案第3号「農地法5条の規定による許可後の計画変更」について審議します。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

議案書4ページ、地図は9ページの5条カッコ計画変更をご覧ください。本案件は、以前、本農業委員会で、農地転用の許可を得ましたが、その時の計画、〇〇を〇〇から〇〇に変更するというものでございます。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

譲受け人は、〇〇を〇〇しており、昨年の令和〇年〇月に、本農業委員会において、申請地を〇〇にしたいという計画で、農地転用の許可を得ましたが、〇〇の影響や、〇〇するため、今回、全体の転用面積は変わりませんが、〇〇から〇〇に変更したいとのことであります。許可後は〇〇する計画であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かあ

りましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条による許可後の計画変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第 3 号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、報告事項の「報告第 1 号」から「報告第 5 号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。5 ページから 15 ページまでは、昨年 12 月 9 日から今年の 1 月 8 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条、5 条の届出、許可不要の届出、耕作土搬入の届出について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第 1 号」から「報告第 5 号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第 4 号「令和 7 年 2 月告示分農用地利用集積計画について」及び報告第 6 号「農用地利用集積計画の解約について」は、関連がありますので、一括して審議いたします。

なお、議案第 4 号のうち、議案書 22 ページの 9 番、34～35 ページにかけての 33 番及び 35～36 ページにかけての 35 番、36 ページの 36 番、並びに 51 ページの 64 番の「利用権貸借」の案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、〇〇委員、〇〇委員並びに〇〇委員が関係する案件となりますので、採決の際、3 名の委員につきましては、採決の際には、一時退室をお願いいたします。それでは、まず事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興系の窪田です。

それでは議案第4号の説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定19件、再設定50件、計69件の申し出がありました。農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

議案書16ページの表は、新規設定です。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出がありまして、合計面積は32,145㎡です。中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は158,952㎡、達成率は134%になります。

続いて17ページの表は、再設定になります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は85,774.63㎡です。中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は356,045㎡、達成率は91%になります。18ページ1番から27ページ19番は新規設定になります。27ページの20番から29ページの23番は再設定となります。29ページの24番から53ページの69番は再設定の更新となります。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

また、先ほど会長からお話が合った5件につきましては委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

続いて新規就農者の案件を説明します。18ページの1番と2番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。令和〇年から〇〇の〇〇に〇〇し、〇〇、〇〇の栽培技術を身に着けました。当該農地では〇〇を栽培し、農産物は〇〇及び〇〇を行う予定です。農業機械は〇〇から借りるとのことです。就農後は年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、21ページ7番と8番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で新規就農者です。令和〇年から〇〇の〇〇で〇〇、〇〇の栽培技術を学びました。農地の所有者の〇〇とは〇〇であるため、就農後に技術的な相談もできるとのことです。就農後は年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告をさせていただきます。議案書54ページから57ページをご覧ください。今月は7件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりとなります。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上になります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、続きまして地元委員より補足説明を求めます。

まず、議案書 18 ページの 1 番及び 2 番の「新規就農者」の案件につきまして、〇〇地区の宮川委員より補足説明をお願いします。

○（宮川委員）

宮川です。

18 ページの 1 番及び 2 番ですが、事務局の説明のとおりであります。新規就農者であります。〇〇市と〇〇の〇〇で〇〇をされてまいりました。〇〇を所有しており、農機具は〇〇でお借りすることになっています。〇〇年ほど放棄した農地があり、〇人でその農地を〇〇ができるまできれいにしました。推進委員の〇〇さんの家も近いことから、見守っていただいておりますので、安心して就農していただけたと思います。以上です。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、21 ページの 7 番及び 8 番の「新規就農者」の案件について、〇〇地区の落合委員より補足説明をお願いします。

○（落合委員）

落合です。よろしくお願いします。

21 ページの 7 番及び 8 番の新規就農者は同一人物であります。年齢は〇〇歳でここ〇年程〇〇にお世話になりながら、農業を習得したいとのことです。私も同じ地区内に居ますのでお声がけしてください、ということはお伝えしました。新規就農者であります。安心して耕作ができるものと考えております。以上です。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局並びに地元委員からの説明が終わりました。こちら事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第 4 号のうち、議案書 22 ページの 9 番、34～35 ページの 33 番及び 35～36 ページの 35 番、36 ページの 36 番、並びに 51 ページの 64 番の 5 案を除く案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、5 案を除く案件につきましては、決定して参り

ます。

それでは、議案書 22 ページの 9 番、及び 34～35 ページにかけての 33 番の 2 案について採決を行いますので、〇〇委員は、ここで退室をお願いします。

《 〇〇委員 退室 》

それでは、議案書 22 ページの 9 番、及び 34～35 ページにかけての 33 番の 2 案について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、2 案につきましては、決定して参ります。

それでは、〇〇委員は入室して下さい。

《 〇〇委員 入室 》

続きまして、議案書 35～36 ページにかけての 35 番及び 36 ページの 36 番の 2 案について採決を行いますので、〇〇委員は、ここで退室をお願いします。

《 〇〇委員 退室 》

それでは議案書 35～36 ページにかけての 35 番及び 36 ページの 36 番の 2 案について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、2 案につきましては、決定して参ります。

それでは、〇〇委員は入室して下さい。

《 〇〇委員 入室 》

続きまして、議案書 51 ページの 64 番の案件について採決を行いますので、〇〇委員は、ここで退室をお願いします。

《 〇〇委員 退室 》

それでは、議案書 51 ページの 64 番の案件について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案書 51 ページの 64 番の案件につきましては、決定して参ります。

それでは、〇〇委員は入室して下さい。

《 〇〇委員 入室 》

なお、「報告第 6 号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第 5 号「令和 7 年度農作業臨時雇賃金」及び報告第 7 号「甲府市賃借料情報」について一括して審議いたします。

事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興係の窪田です。別冊の 1 ページをご覧ください。

農作業臨時雇賃金は、農繁期等で農作業員を臨時で雇用する場合の目安となる価格です。毎年見直しを行い、農業委員会だよりやホームページにより農家の方々にご提示しております。

なお、実際の賃金については、作業内容や農地の条件、作業効率、地域の慣例および燃料高騰分の調整などの条件を十分に考慮し、当事者間で合意したうえで取り決めてもらいます。

令和 7 年度については、甲府市周辺の他市町に、昨年の農作業の賃金調査を行い、平均額を算出した金額を、甲府市農作業臨時雇賃金等標準額として本日の総会に議案として上程させていただきました。

標準額の項目のうち「果樹（剪定）」が 300 円の増、一般農作業が 100 円の増となり、それ以外の項目は、前年度と同額になります。以上、ご審議のほどをお願いいたします。

次に農地賃貸借契約における賃借料を報告します。別冊 2 ページをご覧ください。

こちらは、令和 6 年度に公告された賃貸借料を報告させていただきます。

作物区分は、水稻、野菜、ナス、ブドウ、モモに区分させていただいております。

地域区分ごとの平均額は、ご覧の表のとおりとなります。こちらをご確認ください。

こちらで申し上げなかった作物・地域区分（例えば、「水稻の旧甲府市（山間地）」）については、令和 6 年中に賃借データはありませんでしたので、他の地域をご参考になしてください。また、集計したデータは平均額の±70%を逸脱するデータを除いてあります。以上で報告は終わります。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりました。何か、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、採決をいたします。

議案第5号「令和7年度農作業臨時雇賃金」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第5号につきましては決定して参ります。

なお、「報告第7号」につきましては、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

なければ、以上をもちまして、1月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後5時10分 閉会